

一般社団法人陸前高田青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、一般社団法人陸前高田青年会議所（英文名 Junior Chamber International Rikuzentakata）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を岩手県陸前高田市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、第5条に定める事業を実施及び展開することにより、地域社会及び国家の政治・経済・社会・文化等の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

3 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 政治・経済・社会・文化等に関する調査研究並びにその改善に資する計画の立案及び実現を推進する事業

(2) 地域の未来を担う青少年の健全な育成を図る事業

(3) 指導力啓発の知識並びに教養の習得と向上及び能力の開発を利する事業

(4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を推進する事業

(5) その他本会議所の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第2章 会員

(種類及び資格)

第7条 本会議所の会員は次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

(2) 特別会員

(3) 名誉会員

(4) 賛助会員

(正会員)

第8条 陸前高田市及び住田町に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、

理事会において入会を承認された者を正会員とする。ただし、事業年度中に 40 歳に達した者はその事業年度の終了する日まで正会員としての資格を有する。

2 40 歳に達した当該事業年度に本会議所の理事又は第 37 条に定める直前理事長であった者は、前項に関わらず就任した年の翌年 1 月の通常総会の終結する時までを正会員とする。

3 既に他の青年会議所の正会員であるものは、本会議所の正会員となることができない。

(特別会員)

第 9 条 40 歳に達した年の事業年度の終了する日まで正会員であった者で、理事会で承認された者を特別会員とする。

(名誉会員)

第 10 条 本会議所に功労のある者で、理事会で承認された者を名誉会員とする。

(賛助会員)

第 11 条 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において入会を承認された者は賛助会員となることができる。

(入会)

第 12 条 本会議所の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の権利)

第 13 条 会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

(会員の義務)

第 14 条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員は、入会に際し別に定める入会金を納入しなければならない。

3 正会員、特別会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、理事及び第 37 条に定める直前理事長が第 8 条第 2 項の規定により、就任した事業年度の翌年 1 月の通常総会の終結する時まで正会員の資格を有する場合には、就任した事業年度の翌年度分の会費を免除する。

(休会)

第 15 条 正会員は、やむを得ない事由により例会に長期間出席できない場合には、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費は、これを免除しない。

2 前項の事由により休会し、その事由の解消により復帰を希望する正会員は、理事会の承認を得て復帰することができる。

(会員資格の喪失)

第 16 条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 事業年度の終了する日までに会費を納入しないとき。

(6) 総正会員が同意したとき。

(7) 解散したとき。

(退会)

第 17 条 本会議所を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(除名)

第 18 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て、これを除名することができる。

(1) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき。

(2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき。

(3) その他会員として適切でないと認められるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 19 条 会員が第 16 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章 総会

(構成)

第 20 条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

(種類)

第 21 条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 前項の通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年1月及び9月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が決議したとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事にあったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。ただし、一般社団・財団法人法第 38 条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

2 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。ただし、一般社団・財団法人法第 38 条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は、開催日の2週間前までに通知を発しなけ

ればならない。

3 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、理事長又は出席した正会員の中から理事長の指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第 25 条 総会は、総正会員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

(決議)

第 26 条 総会の決議は、出席した正会員の有する議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、選出された候補者ごとに、第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 31 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権)

第 27 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(議決権行使の委任)

第 28 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、法令で定めるところにより他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第 25 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(権限)

第 29 条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事長（代表理事）候補者の選出
- (3) 正会員の資格を有しない監事の報酬の額
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認
- (6) 本会議所の解散
- (7) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定

- (8) 入会金及び会費の額の変更決定
- (9) 次に掲げる諸規程の制定、変更及び廃止
 - ① 会員資格規程
 - ② 役員報酬規程
- (10) 会員の除名
- (11) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (12) 理事会において総会に付議した事項
- (13) 前各号に定めるもののほか、法令又は本定款に定める事項

(議事録)

第30条 総会の議事においては、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録は、議長及び出席した正会員の中から総会において選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第31条 本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上16名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名以上3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任)

第32条 役員は、総会においてこれを選任する。

- 2 理事は、正会員の中から選任する。
- 3 監事は、本会議所の会員の中から選任する。ただし、必要があるときは本会議所の会員以外の者から選任することを妨げない。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定及び解職する。ただし、理事長を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 監事は、本会議所の理事（親族その他の特殊の関係がある者を含む。）又は使用人を兼任することができない。
- 7 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 8 その他、役員を選任に関して必要な事項は別に定める。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任された年の翌年1月に開催される通常総会の時に就任し、就任した年の翌年1月の通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する1月の通常総

会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 理事及び監事は、辞任又は任期満了によって退任した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(理事の職務権限)

第 34 条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会議所の業務を執行する。

- 2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とし、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を統轄し、本会議所の庶務及び会計経理を処理する。
- 5 理事会は、理事長及び専務理事以外の理事のなかから、一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事を選任することができる。
- 6 理事長、専務理事及び前項の業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限等)

第 35 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 5 監事は、第 3 項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 7 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- 8 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求することができる。

(辞任及び解任)

第 36 条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。
- 3 監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(直前理事長)

第 37 条 本会に、直前理事長 1 名を置く。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれに当たり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 3 直前理事長は理事会その他の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 直前理事長の辞任及び解任は、前条の規定を準用する。

(役員報酬等)

第 38 条 役員及び直前理事長は無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める規程に従って算定した額を報酬額として支給することができる。

(取引の制限)

第 39 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする、本会議所の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引
 - (3) 本会議所が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会議所と理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前 2 項の取り扱いについては別に定めるものとする。

(責任の免除)

第 40 条 本会議所は、役員一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 理事会

(種類)

第 41 条 本会議所に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 42 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (2) 委員長の承認
- (3) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (4) 総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 委員会の設置
- (7) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定

(8) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制）の整備
- (6) 第 40 条の責任の免除

(種類及び招集)

第 43 条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は毎月開催する。

3 臨時理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 35 条第 5 項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- (5) 理事長が欠け、又は理事長に事故があり、理事が理事会を招集したとき。

(招集)

第 44 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号及び第 5 号により理事が招集する場合並びに前条第 3 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号の請求があった場合は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 前項の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事が臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の 4 日前までに理事、監事及び直前理事長に対し通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 45 条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。ただし、理事長を選任する場合及び第 43 条第 3 項第 5 号の場合は、理事の互選とする。

(定足数及び議決)

第 46 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以

上の出席により成立し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事はこれに署名しなければならない。ただし、理事長が欠席した場合は、出席した理事及び監事が署名するものとする。

第 6 章 例会及び委員会

(例会)

第 48 条 本会議所は、次条に規定する委員会での協議事項を報告し、その目的達成に必要な事項を調査、研究、協議するため、毎月 1 回以上例会を開く。ただし、災害その他特別な事情がある場合は、理事会の決議により変更することができる。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第 49 条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査し、研究し、審議し、又は実施するため委員会を設置する。

(委員会の構成)

第 50 条 委員会は、委員長 1 名及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長は、理事の中から、理事長が理事会の承認を得て任命し、委員は正会員の中から理事長が理事会の承認を得て任命する。

3 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 51 条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 52 条 本会議所の資産は、理事長が管理及び運用し、その方法は、理事会の決議により定める。

(会計原則及び区分)

第 53 条 本会議所の会計は、法令に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び予算)

第 54 条 本会議所の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 55 条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会の決議を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 本会議所は、毎年 1 月の通常総会の終結後直ちに、第 60 条の規定により貸借対照表を公告するものとする。

第 8 章 管理

(事務局)

第 56 条 本会議所は、その事務を処理するため、主たる事務所の所在地に事務局を設置する。

(備え付け帳簿及び書類)

第 57 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款その他諸規程
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については別に定める。

3 第 1 項各号に掲げる書類は、作成したときから 10 年間保存する。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第 58 条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、前条第 1 項各号に掲げる書類を公開するものとする。

2 前項の公開に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第 59 条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する事項は、別に定める。

(公告)

第 60 条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 61 条 本定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第 62 条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 63 条 本会議所は一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 64 条 本会議所が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(清算人)

第 65 条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第 66 条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第 11 章 雑則

(委任)

第 67 条 本会議所の運営を円滑にするため、本定款に別に定めるもののほか、理事会の決議を経て、施行に関する規程等を定める。

(顧問)

第 68 条 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関する事項について理事長の諮問に応え、理事長に対し、又は理事会から諮問された事項について意見を述べるることができる。ただし、表決に

加わることはできない。

- 4 顧問の辞任及び解任は、第 36 条の規定を準用する。
- 5 顧問の任期は、選任された年の翌年 1 月に開催される通常総会の時に就任し、就任した年の翌年 1 月の通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 6 顧問は、無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める規程に従って算定した額を報酬額として支給することができる。

附則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は石川浩行とし、最初の専務理事は佐藤彰とする。

附則（平成 26 年 9 月 26 日議決）

- 1 この変更は 2014 年度 1 月通常総会が終了した時点から適用する。
- 2 顧問の追記は 2017 年度 9 月通常総会が終了した時点から適用する。（平成 29 年度 9 月 26 日）